

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

(注) 以下の記載中の条文番号は、特に記載のない限り、銀行向け告示の該当条項を指します。

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
1	取引対象資産が連結貸借対照表に計上されている取引については、レバレッジ比率の分母に「資産の額」とそれと同額の「オフ・バランス取引に関する額（取引相手に対するリスク）」が二重計上されることになるため、告示第9条第2項第4号口の計上対象外と考えてよいでしょうか。	ご理解の通りです。関連条文（告示第9条第2項第4号口）を削除しております。
2	自己資本比率告示第44条第3項に定められている通り、資金清算機関等（全国銀行資金決済ネットワーク）への差入担保については、自己資本比率算出上の扱いと同様に告示第9条第2項第4号口の対象外という理解で問題ないでしょうか。	ご理解の通りです。関連条文（告示第9条第2項第4号口）を削除しております。
3	日本銀行に提供している補完貸付制度基本要領に基づく担保は、金融市場の円滑な機能の維持及び安定性の確保を目的とするものであり、レバレッジ拡大を企図して担保提供しているものではないことから、総エクスポージャー（告示第9条第2項第4号口）の額に含めない扱いとしていただきたい。	関連条文（告示第9条第2項第4号口）を削除しております。 なお、告示第8条の「レポ取引等に関する額」にも含まれるものではありません。
4	投資信託については、オン・バランス資産に計上されている額を認識するという理解で問題ないでしょうか（ルックスルーせず、投資信託で行っているデリバティブ取引等、レポ形式の取引等及びオフ・バランス取引は認識しない）。	ご理解の通りです。

番号	コメントの概要			金融庁の考え方
5	<p>告示第6条第3号に、「レポ形式の取引により生じる資産又はレポ形式の取引により提供若しくは受領している資産の額」とありますが、具体的には以下の解釈でよろしいでしょうか。</p>			<p>関連条文（告示第6条第3号）を修正しております。</p> <p>修正後の条文では「レポ形式の取引により生じる資産のうち、現金の受取債権の額又は受領した証券の額」と規定しており、これらについては、オン・バランス資産の額から控除する必要があります。</p> <p>ここで、現金の受取債権とは、具体的には買現先勘定や債券貸借取引支払保証金及びこれに類する勘定科目を指します。また、受領した証券の額とは、受領した有価証券を銀行がバランスシート上資産として認識している場合が該当します（国際合意文書（バーゼル銀行監督委員会により平成26年1月12日に公表されたレバレッジ比率の枠組みと開示要件と題する文書）パラグラフ33及び脚注21参照）。</p>
		レポ取引	リバースレポ取引	
	レポ形式の取引により生じる資産	—	現金の受取債権の額	
レポ形式の取引により提供若しくは受領している資産の額	受領した現金、貸出した有価証券	—		